

2019年10月9日

神野部会長殿御机下

臼杵政治

申し訳ありませんが、10/9の部会は所用にて欠席いたします。つきましては、主に事務局提出の資料1についての所感をお送りします。ご査収ください。

1. 企業型DCの加入可能な年齢要件を69歳まで延長することには賛成である。イデコの加入要件も60歳未満という制限を外すことに賛成である。イデコの加入可能年齢も(将来、70歳迄の雇用と公的年金加入が一般化した際には雇用者について平仄を合わせることを検討するとしても)第一段階として国民年金第1～3号被保険者(任意加入被保険者を含む。)の加入資格に合わせ、少なくとも65歳まで引き上げることが望ましい。

2. 新たな考え方で拠出枠を考えると、退職年金制度について統一的な非課税拠出枠を設けることにも異論はない。新たな拠出枠については現行の退職給付制度の平均的な給付や国民年金基金制度との整合性、公的年金と合計した場合の水準(所得代替率)などを考慮するべきであろう。また、統一的な非課税拠出枠には、中小企業退職金制度の他、「みなし拠出額」を計算するなど確定給付型における掛金拠出も含めて拠出上限を設定することが望ましい。将来の給付に必要な積立金が増加した部分はその年の掛金に相当すると言える。ただし、・計算や名寄せの手間など実務上の実現可能性、・積立不足や制度終了時の扱い、に配慮すべきことは首肯できる。

3. 老後の準備という性格に着目すると、中途引出に一定の制限が設けられるのは自然であろう。ただし、老後の資産と言える住宅への振り替え、困窮時(生活保護受給に準ずる)、長期の失業時などには引出を認めてはどうか。また、統一的な拠出枠をDBに広げる場合には、同様に扱うことが考えられる。ただし、DBは退職金の振り替えという性格をより強く持っているので、企業年金制度が後退しないように長期にわたる経過措置が必要であろう。

4. 上記のようなDB,DCにわたる制限を設けた場合、退職一時金とのアンバランスが拡大して年金制度が後退する可能性がある。退職所得控除を改廃し、例えば、①(毎年の枠の繰り越しを認めた)統一的な非課税拠出勘定に積み立てた場合には所得控除の対象とする、②そうでない場合は、N分N乗などの措置を講じた上で所得課税の対象とする、案が考えられるのではないか。

以上